

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月 21 日から 36 年 7 月 21 日まで  
② 昭和 36 年 8 月 1 日から 37 年 8 月 21 日まで

私は、出産のためA社を退職した。脱退手当金を受給した昭和 38 年 4 月 当時は子育てに追われていた。私は脱退手当金をもらった覚えが無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①の直前に勤務したB社の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が同社の被保険者期間を失念するとは考え難い上、申立期間である2回の被保険者期間と同一の記号番号で管理されていた同社の被保険者期間が支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票は誤った名前と生年月日が記載されており、申立人の年金記録の管理が適正に行われていない可能性がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から28年5月11日まで  
② 昭和28年6月17日から29年4月15日まで  
③ 昭和29年6月25日から30年5月4日まで

昭和30年10月に結婚するため、A社を同年8月13日に退職した。脱退手当金が支給されたとする時期は結婚準備のため実家にいた。脱退手当金を受け取ったか分からないので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、A社において申立期間③の直後に勤務した昭和30年6月16日から同年8月14日までの被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、当該未請求の被保険者期間に係る記号番号が健康保険厚生年金保険被保険者名簿において未記入となっていることは事務処理上不自然である。

また、申立人が、最初に勤務した事業所及び申立期間③の直後に勤務した事業所の厚生年金保険被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月15日から24年4月10日まで  
昭和24年5月\*日に結婚するのでA社を退職した。脱退手当金を支給したとされている29年6月4日は専業主婦として家事に従事していた。脱退手当金を受給した覚えが無いので、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間や平均標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和29年6月4日当時は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月から 46 年 5 月まで  
② 昭和 47 年 9 月から 52 年 6 月まで

申立期間①については、A社には正社員として入社し、申立期間②については、B社で当時6名が勤務していた。申立期間において厚生年金保険に加入保険料を控除されていたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の供述から、申立人が、申立期間①においてA社C支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和46年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、複数の同僚にA社が厚生年金保険の適用事業所となる前の保険料の控除について照会したところ、回答があった同僚は、控除されていたかどうか覚えていないとしており、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、A社の当時の事業主に照会したところ、回答は得られず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

申立期間②について、事業主が、「申立人は申立期間②において当社で勤務していた。」と回答していること、及び申立人の改製原戸籍附票の住所欄に記載されている当時の申立人の住所地が、B社の所在地と一致していることから、申立人が、申立期間②において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、B社の事業主は、「申立期間②当時、当社は厚生年金保険の適用事業所にはなっていない。厚生年金保険料の控除もしていない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る給与明細書等の資料を所持して

おらず、このほか、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 20 日から同年 12 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
③ 昭和 42 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

昭和 39 年から 42 年にかけて、毎年 3 月から 11 月一杯まで、A 社 B 部で季節雇用のガイドをしていたが、当時の記録を見ると、シーズンの途中で厚生年金保険の資格を喪失しているのが不思議である。毎年シーズンの 3 月から 11 月の最終日まで勤務していたので、記録を訂正し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、複数の同僚の証言から、申立人は、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の同僚は、「自分は毎シーズン最終日まで勤務し、申立人も毎シーズン最終日まで勤務した。」と供述しているところ、当該同僚の厚生年金保険の記録についても、A 社における季節雇用の契約期間の途中で被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、複数の同僚に照会したところ、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、A 社は、既に解散しており、当時の資料を保存していない上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 27 日から 34 年 9 月 16 日まで

A社に、昭和 32 年 6 月 1 日から 34 年 11 月 10 日までの期間において社員として勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっておらず、納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によれば、A社において、昭和 33 年 8 月 27 日に資格を喪失後、34 年 9 月 16 日に同社において再度資格を取得しており、33 年 8 月から 34 年 8 月までの申立期間の被保険者記録が無いところ、複数の同僚が、申立人はA社に入社し、当初は同社本社勤務であったが、33 年 8 月頃、同社がB市C区に新設したD工場へ異動し勤務していたと証言していることから、申立人が申立期間において、同社同工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同僚の供述により、申立人と同時期にA社D工場へ異動したと思われる従業員 4 名も、申立人と同日の昭和 33 年 8 月 27 日に同社本社における被保険者資格を喪失している。

また、オンライン記録によると、A社D工場が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

さらに、A社D工場で勤務していたと思われる従業員 12 名のうち、9 名の者が、申立人と同日の昭和 34 年 9 月 16 日付けで同社本社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、上記の同僚のうち、昭和 34 年春にA社入社と同時に同社D工場へ配属されたと思われる同僚 1 名は、「入社直後の期間は、同社から厚生年金保険料は控除されていなかったのではないか。」と供述している。

また、A社は、平成 15 年 3 月 17 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくっており、申立期間当時の人事記録及び給与関係の書類を確認できない上、申立人も当時の給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立



期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。